

監理技術者講習の有効期間（R3. 1. 1施行）について

○ 専任が必要な監理技術者は次の要件を満たす必要があります。

- ① 監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- ② 監理技術者講習を受講していること。

○ 監理技術者資格者証と監理技術者講習の有効期間はそれぞれで定められています。

更新の時期が異なることが考えられるので御注意ください。

① 監理技術者資格者証の有効期間

⇒ 従来どおり、原則として交付日から5年間

例) 表面に「平成33年2月28日まで有効」と記載されている場合
⇒ 当該記載のとおり、令和3年2月28日までが有効期限

図（監理技術者資格者証 表面）

| | | |
|----------|-------------------|-----------|
| 氏名 住所 | (生年月日) | (本籍地) |
| 写真 | 交付 △年△月△日 交付番号 | 監理技術者資格者証 |
| | ○年○月○日 まで有効 | (交付期間名称) |
| 所属建設業者 | 有する資格 | |
| | 建設業の種類の有・無 | |

② 監理技術者講習の有効期間（改正）

⇒ 登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年間

例) 裏面に「修了年月日：令和2年9月2日」と記載されている場合
⇒ 令和7年12月31日までが有効期限

図（監理技術者資格者証 裏面）

| | | |
|-------------|---------|--------------|
| 監理技術者講習終了履歴 | 修了番号 | 修了年月日：○年○月○日 |
| | 氏名 | 生年月日 |
| | 講習実施機関名 | |
| 資格者証備考 | | |